

津市職員等の公益通報に関する要綱

平成20年7月11日訓第60号

改正 平成22年4月1日訓第31号
令和2年6月30日訓第49号
令和3年5月31日訓第42号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の職員等による公益通報を適切に処理するための基本的事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、市政の適法かつ公正な運営を推進することにより市政に対する住民の信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤職員に属する職員をいう。

イ 本市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員及びその業務に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者

(2) 公益通報 職員等が、市政の適法かつ公正な運営を期するために、本市の事務事業（本市が委託し、又は請け負わせた業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務を含む。以下同じ。）に関する違法又は不当な行為に関して通報することをいう。

(3) 公益通報者 公益通報をした職員等をいう。

(公益通報窓口)

第3条 公益通報の窓口（以下「公益通報窓口」という。）は、内部統制室に置く。

(公益通報の方法)

第4条 職員等は、本市の事務事業に関し次に掲げる事実があると思料するとき、公益通報窓口に対して、文書（電子メールを含む。）又は面談その他適切な方法により公益通報をすることができる。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実
- (2) 人の生命若しくは身体の保護又は利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与え、又は与えるおそれのある事実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の事務事業に係る不当な事実

2 職員等は、公益通報に当たっては、原則として実名により行うものとする。ただし、通報事実等に係る客観的な資料を示して公益通報をするときは、この限りでない。

3 職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する目的で公益通報をすることはできない。

(公益通報委員会の設置等)

第5条 公益通報を処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公益通報に係る調査に関すること。
- (2) その他公益通報を適切に処理するために必要な事項

(委員の構成等)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第2号に規定する副市長を、副委員長には内部統制室長をもって充てる。

3 委員には、政策課長、検査課長、危機管理課長、法務室長及び人事課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、公益通報の処理について、必要に応じ、法律顧問の意見を求めることができる。

7 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

8 委員会の庶務は、内部統制室において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公益通報の取扱い)

第7条 公益通報窓口は、公益通報を受けたときは、その内容を聴取し、公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報に係る趣旨の確認に努めなければならない。

2 公益通報窓口は、公益通報を受けたときは、委員長（委員長に係る公益通報にあつては、副委員長。以下同じ。）に報告しなければならない。

3 委員長は、前項の規定による報告を受けたときは、委員会を招集しなければならない。この場合において、公益通報の内容が委員に係るものであるときは、当該委員を除外しなければならない。

(委員会の調査)

第8条 委員会は、公益通報に関し必要な調査を速やかに開始しなければならない。

2 委員会は、調査の対象となる関係部局の部長（担当理事及び総合支所長を含む。以下同じ。）に調査を依頼することができることとし、関係部局の部長は、関係者からの事情聴取など必要な調査を速やかに行い、その結果を委員会へ報告するものとする。

3 職員は、前項の調査に協力しなければならない。

4 委員及び第2項の部長は、同項の調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査結果の報告等)

第9条 委員会は、調査の結果を市長に報告するとともに、公益通報者に対し、その結果を通知しなければならない。ただし、公益通報者が匿名である場合又は当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 市長は、違法又は不当な事実があるときは、直ちに是正措置を講ずるとともに、当該関係者に対して処分その他適切な措置を講じなければならない。

3 市長及び職員は、違法又は不当な事実の再発防止に努めなければならない。

(公益通報者の保護)

第10条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由にいかなる不利益な取扱いも受けない。

2 公益通報者に関する情報は、非公開とする。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、公益通報の件数等について、毎年度公表するものとする。

(市長部局以外のこの要綱の適用)

第12条 公益通報の内容が市長以外の執行機関に関するものであるときは、委員会は、当該執行機関の長に通知を行うものとし、当該通知を受けた執行機関の長は、市長に準じて必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成20年7月14日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓第31号)

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日訓第49号)

この訓は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月31日訓第42号)

この訓は、令和3年6月1日から施行する。